

【個人用火災総合保険】12月始期の地震保険料控除証明書について

12月保険始期の地震保険料控除証明書については、以下の点にご注意ください。

保険料控除は、お客さまが保険料を実際にお支払した年に申告いただきます。(所得税法)
そのため12月保険始期のご契約では、初回保険料の払込時期によって申告する年に注意が必要です。

●12月保険始期の控除証明書はがき・電子データのご提供時期

お支払方法により、控除証明書はがき・電子データのご提供時期が異なります。

払込方法	支払方法	保険始期年	保険始期翌年
一括払	口座振替払	—	○
	クレジットカード払	—	○
	請求書払(12月にお支払いの場合)	○	—
	請求書払(翌年にお支払いの場合)	—	○
	払込票払(12月にお支払いの場合)	○	—
	払込票払(翌年にお支払いの場合)	—	○
分割払(月払)	口座振替払	—	○
	クレジットカード払	—	○
	請求書払(12月にお支払いの場合)	○	○
	請求書払(翌年にお支払いの場合)	—	○
長期一括払	口座振替払	—	○
	クレジットカード払	—	○
	請求書払(12月にお支払いの場合)	○	○
	請求書払(翌年にお支払いの場合)	—	○
	払込票払(12月にお支払いの場合)	○	○
	払込票払(翌年にお支払いの場合)	—	○
分割払(長期年払)	口座振替払	—	○
	クレジットカード払	—	○
分割払(長期月払)	口座振替払	—	○
	クレジットカード払	—	○

- ▶「○」は控除証明書が作成され、「—」は作成されません。
- ▶翌年の控除証明書はがきは毎年10月頃にお送りいたします。
- ▶団体扱・集団扱でご契約いただいているお客さまは、このご案内の対象外となります。